

様式第1号(その3) (第5条関係)

騒音に係る特定施設の { 設 置 } 届出書  
 { 使 用 }

年 月 日

中 間 市 長 様

届出者 住 所  
 氏 名 印  
 [法人にあつては法人名  
 及び代表者氏名]  
 担当者  
 T E L

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項の規定により、特定施設の設置・使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		※施設番号	
資本の額又は出資の総額		※審査結果	
常時使用する従業員数		※備考	
特定施設の種類の種類			
特定施設の種類の種類の数等	別紙のとおり。		
騒音防止の方法			

- 備考
1. 特定施設の種類の欄には、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる記号及び名称を記載すること。
  2. 工場又は事業場の付近の見取図及び建物の配置図並びに特定施設の設置場所を示す図面を添付すること。
  3. ※印の欄には、記載しないこと。
  4. 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  5. 変更届については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

# 記入例（設置の場合）

様式第1号(その3)（第5条関係）

騒音に係る特定施設の **設置** 届出書  
使 用

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中間市長 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇工業株式会社 印  
〔法人にあつては法人名 代表取締役 〇〇 〇〇〕  
及び代表者氏名  
担当者 〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第7条第1項・第8条第1項の規定により、特定施設の設置・使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属加工業（〇〇部品製造）	※施設番号	
資本の額又は出資の総額	〇〇千万円	※審査結果	
常時使用する従業員数	〇〇人	※備考	
特定施設の種類	イ-1 圧延機械（※22.5kW未満）		
特定施設の種類の数等	別紙のとおり。		
騒音防止の方法			

- 備考
1. 特定施設の種類の欄には、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる記号及び名称を記載すること。
  2. 工場又は事業場の付近の見取図及び建物の配置図並びに特定施設の設置場所を示す図面を添付すること。
  3. ※印の欄には、記載しないこと。
  4. 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  5. 変更届については、変更前、変更後の内容を対照させるものとする。

別紙

騒音に係る特定施設の種類ごとの数等

及び騒音の防止の方法

特定施設の 種類ごとの 数等	名 称		
	形 式		
	公 称 能 力		
	数		
	設置年月日(既設のもの)	年 月 日	年 月 日
	工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
	使用開始時刻	時 分	時 分
	使用終了時刻	時 分	時 分
騒音の防止の方法			

備考 騒音の防止の方法の欄には、消音器の設置、音源室内の防音措置、しゃ音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記載すること。

# 騒音に係る特定施設及び規制基準

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 別表第三（第四条、第十八条関係）

## 一 特定施設

### イ 金属加工機械

- (一) 圧延機械
- (二) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）
- (三) せん断機（原動機を用いるものに限る。）
- (四) ブラスト
- (五) 高速切断機及びプラズマ切断機
- (六) 研磨機（工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は、二台以上であること。）

ロ クーリングタワー（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ハ ドラム缶洗浄機（原動機を用いるものに限る。）

ニ ロータリーキルン

ホ 重油バーナー（重油の使用量が一時間五十リットル以上のものに限る。）

ヘ 電気炉（変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものに限る。）

## 備考

次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に係る施設
- 二 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する電気工作物
- 三 ガス事業法第二条第十二項に規定するガス工作物
- 四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に係る同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置される施設

## 二 規制基準

イ 騒音の規制基準は、騒音規制法第三条第一項の規定に基づき知事（北九州市、福岡市又は久留米市にあってはその市長。以下この項において同じ。）が定める指定地域の区分ごとに、同法第四条第一項の規定に基づき知事が定めた規制基準とする。

ロ イに掲げる騒音の規制基準は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第一号）第一条第一項備考第三号及び第四号に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。